

住民は如何に守られたか？

180 度違う国・医師・専門家集団の姿勢

チェルノブイリ事故と東電事故を比較する

矢ヶ崎克馬 2023/12/6

皆々様 お元気でお過ごしでいらっしゃいますか？ BCC で失礼いたします。

(拡散自由)

今世界では武力により凄まじい殺戮が行われ、その画像が茶の間を襲っています。

第 2 次大戦後培われてきた平和の文化が根こそぎ武力主義の文化に置き換えられようとしています。特に日本で。

皆さん、東電事故ではもっと大規模な殺戮が放射能被曝によって行われたことをご存じですか？

原爆投下以来、米国は被曝被害の隠蔽と被曝を強制する情報操作「知られざる核戦争（矢ヶ崎命名）」を行ってきました。特にチェルノブイリ事故後の国際原子力ロビーの「放射線から住民を防護せず」への開き直りは激烈でした。1996 年の IAEA 会議「チェルノブイリ事故後 10 年」、それを請けての ICRP2007 年勧告は世界の被曝防護基準を放射能から「住民を護らない」路線へと転換させました。

東電事故後、あらゆる被曝被害が隠蔽され、さらに原発回帰、汚染水海洋投棄等々、歴史上最も熾烈な「知られざる核戦争」が展開されています。市民の命を

守るべき医師団には、恰も国家的な「731部隊」あるいは「ABCC（現放影研）」が再現したかのような幻覚をさえ与える「住民を欺し抑圧する覇権主義（帝国主義）的対応」が広がりました。

「事実をあるがままに認識することは民主主義の土台である」。

我々は基本的人権を基盤とする社会の主権者として事実を知ることが必要です。

東電事故後に展開された「知られざる核戦争」をチェルノブイリと比較することによりあからさまにしました。

乞うご確認。

特徴を先ず整理すると

- ① 地元（ロシア、ベラルーシ、ウクライナ）の医師、政治家、専門家が住民を被曝から守るために結束した。これに対し東電事故では、国と原子力ムラの圧倒的声は支配して、医師、専門家、政治家が被曝被害を否定し、住民を押しえつめることに徹した。
- ② 「チェルノブイリ法」は基本的人権の保護を明記し、国力上げて被災者救済に当たることを宣言し、極めて具体的な防護・保護基準を示した。これに対し日本では「子ども被災者保護法」を成立させたが、一切の基準、一切の具体策無しであった。施策は内閣の判断に一任されたために安倍内閣によって全て保護にされた。
- ③ チェルノブイリでは1mSv/年から具体的な保護が展開されたが、日本ではいきなり20mSv/年（チェルノブイリ方式で内部被曝を入れると34mSv/年）であり、20mSv/年適用外の全ての地域で適用されるべき1mSv/年（法律基準）が守られていない（現在進行形）。
- ④ チェルノブイリでは医師/専門家によって、5000通を超える健康被害に関するレポートがスラブ語等により記述されたが、日本ではほとんど無く、せいぜい数十通に留まる。

⑤ チェルノブイリでは自主避難者も強制避難者も全て平等に扱われ、手厚い国家的保護を受けた。日本では目を疑うような差別扱いである（現在進行形）。

⑥ チェルノブイリでは「廃炉」と「生態学的安全」が謳われ、石棺が施されたが、日本では廃炉の方針がとられ、空にも海にも放射能が漏れっぱなしの歴史が続いている。デブリは1gも取り出せていない（現在進行形）。

⑦ 犠牲者はチェルノブイリでは9000人（2006年現在）と言われたが、日本では、厚労相の人口動態調査データを分析した（矢ヶ崎、小柴）結果、年齢別死亡率の集計として2011年以降63万人の死亡者の異常増加が認められた（2019年まで）。

⑧ チェルノブイリでは年間5mSv以上の地域を『居住禁止』としたが日本では20mSv/年（チェルノブイリ方式で内部被曝を入れると34mSv/年）であり、日本では汚染地域での食料の大量生産があり、日本全国で内部被曝の二次被害が生じた（現在進行形）。

等々です。

比較表をご覧ください。

「願わくは放射能被曝から住民の命を守る医療と政治の展開を！」

事項	チェルノブイリ事故	東電事故
事故発生年	1986年	2011年

<p>事故前の状況</p>	<p>ICRP1985 年勧告 (国際的防護基準となる) 公衆の放射線防護 1mSv/年</p> <p>旧ソ連邦 核施設に対する安全論が強い</p>	<p>日本の法律 公衆防護基準 法律に明記無し。しかし実体法として厳然として存在した</p> <p>① 周辺監視区域等関連規制は全て「公衆防護：1mSv/年」を基準 ② 関連国際条約に対する日本政府報告は全て「公衆防護：1mSv/年」を明記（国際条約は国内法に優先する）</p> <p>国際原子力ロビー 被曝から「防護する」を事実上「防護せず」に大転換</p> <p>① IAEA1996 根本的防護方針を逆転：「永久的に汚染された地域に住民を住み続けさせる」 ② ICRP2007 年勧告 「事故が起きたら 100mSv/年まで OK」</p> <p>原発に関する徹底した「安全神話」</p>
<p>爆発・汚染の状況</p>	<p>① 核分裂爆発 噴出高度：上空6000mまで ② Cs137：Cs134の比率2：1 ③ ヨウ素 1800PBq Cs137 85PBq</p> <p>④ 放射能放出の適切なバリメーターとなる希ガス：キセノン：6,200PBq（ストールら） 6,500PBq（保安院）</p>	<p>① 水素爆発が主 数十m～100mまでの噴出高度 ② Cs137：Cs134の比率1：1 ③ ヨウ素 130～150PBq Cs137 6.1～12PBq 政府はチェルノブイリの7分の1という日本の測定は地上に偏り海上を過小評価している。海水中に流失するのは算定に入れていない</p> <p>④ 放射能放出の適切なバリメーターとなる希ガス：キセノン 15,300PBq（ストールら）（チェルノブイリの2.5倍） 11,000PBq（保安院）（チェルノブイリの1.7倍） ⑤ 客観的には東電の方が2倍近くの放射能噴出ではないか。</p>

<p>法律的対応</p>	<p>チェルノブイリ法 事故後 5 年で成立</p> <p>① 基本的人権を明記</p> <p>② あらゆる分野（被曝防護と社会的人権的保障）の具体的対応に国力上げて取り組むことを明記</p> <p>③ 線量当量として土地汚染から来る空間線量の 3 分の 2 を内部被曝として加算</p>	<p>政府の対応</p> <p>① 民主党政府は国民との約束事項である防護法を適用しなかった。原子力災害特措法にも従わなかった</p> <p>② 民主党と自公政権は長期に渡って 34mSv/年(チェルノブイリ法対応：外部被曝のみで 20mSv/年)を適用</p> <p>③ 20mSv/年の基準適用時には正規のステップ（法的対応手順）を全く取らなかった。いきなり文科省の「通達」で出した。</p> <p>④ 法律で定められた 1mSv/ 年の保護を一切しなかった（国が市民に与えた約束事がなされなかった）。</p> <p>子ども被災者支援法</p> <p>① 基本的人権明示無し</p> <p>② 汚染量・区域 明示無し</p> <p>③ 対応作 一切明示無し</p> <p>④ 全て内閣の指針に任せる</p> <p>⑤ 安倍内閣によって一切反故と化す</p>
<p>メルトダウンした炉心処理</p>	<p>石棺（7 ヶ月後）</p> <p>① 廃炉と生態学的な安全を掲げる</p> <p>② 石棺のカバー（2007）</p>	<p>廃炉</p> <p>環境中へ放射能拡散し続ける（生物への被曝と環境に対する汚染防止の地球的責任を放棄）</p> <p>① 12 年後の今も高線量のためロボットさえも破壊され、デブリの現状確認することすら出来ず、1g のデブリも取り出せていない（全～880 トン）。</p> <p>② 空中に放射能が流出し続ける。</p> <p>③ 冷却水・地下水により海水中に流出し続ける。凍土壁は設置されたが不十分、一部の流出水はアルプスで処理されるが不十分。</p> <p>④ 2023 年 8 月から汚染水が海洋放棄され始めた</p>
<p>実態的に被曝軽減を目指す対策指針</p>	<p>チェルノブイリ法（1991）</p> <p>① 監視強化区域 ～0.5mSv/年</p> <p>② 移住権利汚染ゾーン 1mSv/年以上</p>	<p>① 20mSv/年規制（外部被曝のみ：チェルノブイリ法で表示すると何と 34mSv/年）で規制</p> <p>② 5 年後（チェルノブイリ法が成立した時点）には避難地域解除を始める</p> <p>③ モニタリングポスの表示は実際の約半分しかない（矢ヶ崎ら約 300 基測定）</p> <p>④ 市民被曝防護のための国際的法的汚染除去基準を恣意的に緩和（原子力災害防止特措法、「放射性物質汚染廃</p>

	<p>(内部被曝含む)</p> <p>③ 強制移住汚染ゾーン</p> <p>5mSv/年以上</p> <p>(内部被曝含む)</p>	<p>「棄物」の制限 (100⇒8000 Bq/kg)、原子力災害対策指針 (OIL4)、SPEEDI 不開示。(チェルノブイリ法の逆精神)</p>
避難者	<p>① 自主避難も強制避難も全く対等</p> <p>② 法的対策は生命と健康が第一</p> <p>国家は安全に生活や労働できることに全責任</p> <p>③ 社会保障、損害の完全な保障</p> <p>④ 優遇税制措置、生活改善の経済手法措置</p> <p>⑤ 職業再教育、職業訓練</p> <p>⑥ 中央官庁と被災者の協力と対話</p>	<p>① 自主避難と強制避難で全く異なる対応</p> <p>② 自主避難者</p> <p><1> 2018 年度以降公的には何の対応支援無し(沖縄県を除く。民医連等も「無料低額医療」、避難者健診を実施)</p> <p><2>目立った社会的対応現象:「絆」を断ち切り居住者を裏切る卑怯者</p> <p>③ 強制避難者への手当</p> <p>一人あたり 10 万円</p> <p>住宅供与</p>
医師・専門家の対応	<p>地元の政治家/医師/専門家が住民の被曝防護・人権保護で頑張る</p> <p>① ソ連(当時)中央政府の「5 mSv/年以上」の規制案に対して「1mSv/年以上」を主張</p>	<p>① 「直ちには健康被害が出ません」(枝野官房長官)</p> <p>② 「100 ベクレル/kg 以下は安全」「風評被害払拭」(政府、原子カムラ)</p> <p>③ 「笑っていれば放射能は通り過ぎます」(山下俊一)</p> <p>④ 甲状腺医師会通達:『セカンドオピニオン』の実施を拒否せよ』(甲状腺学会会長:山下俊一)</p> <p>⑤ 全国で子どもや大人の健康異変で「放射線被曝では?」と懸念すると応接医が「何を言うんだ!!!」と恫喝し「お母さんがそんな心配をするものだから子どもさんが元気を失うのだ!」と説教する報告が多数相次ぐ</p>

	<p>② 「1mSv/年以上」で規制を始めるチェルノブイリ法を勝ち取る</p> <p>③ 基本的人権保護と生態学的安全を基本観点に対応</p>	<p>⑥ 健康異変の事実注目し対応する医師は極少だった</p> <p>⑦ 市民の命を守るべき医師団には、恰も国家的な「731部隊」あるいは「ABCC（現放影研）」が再現したかのような幻覚を与える対応が広がった。</p>
<p>医療報告</p> <p>事実を見る目が極端に二極化</p>	<p>地元の医師専門家</p> <p>① スラブ語等での報告は 5000報以上</p> <p>② 「チェルノブイリ被害の全貌」で基礎データとしたのが 1000報</p> <p>③ ウクライナ国家報告等、国が誠実に被害を報告</p> <p>④ 非常に多面的な健康被害を網羅</p> <p>国際原子力ロビー (事実を見る目が完全に二極化)</p> <p>① 「健康被害は一切無かった」、「放射線被曝を受けたのではないか？」という精神的ストレスが大問題（放</p>	<p>地元の医師専門家</p> <p>① ICRP の教えに従って、一切の健康被害は放射線被曝に関係ないと処理する</p> <p>② 現場医師から出される医療報告は極小——おそらく数報～十数報に留まる</p> <p>③ 国際原子力ロビーに従う姿勢が極端に強く。住民に現れた、健康被害を現場から訴える主張は極小だった。事実を見る目の二極化の係争は小児甲状腺がんについてに限られた。</p> <p>国際原子力ロビー・原子力ムラ・日本政府</p> <p>① 東電事故による死者は皆無</p> <p>② 小児甲状腺ガンさえも「東電事故とは関係ない」とする</p> <p><1> 政府は甲状腺被曝線量測定を事実上しなかった。きちんとした科学的方法に適う測定無し。便宜的測定でもたった1080人に実施のみ（福島県内だけでも対象者37万人）。</p> <p><2> UNSCEARは甲状腺被曝線量を50分の1～100分の1に過小評価（「事故とは関係無い」への国際的お墨付き）</p> <p><3> 福島県健康調査検討委員会は調査市町村を4区分して調査から調査に至る測定期間の科学的処理無くして「事故と関係なし」と強引に結論</p>

	<p>影研：重松逸造)</p> <p>② 放射線量の記述が無い報告は一切無視</p> <p>③ 事故被害として、小児甲状腺がんのみを健康被害と認める</p>	
<p>強制避難区域</p> <p>5 m Sv/ 年以上の汚染区域</p>	<p>① チェルノブイリ法どおり居住者無し(もちろん生産者無し)</p>	<p>① 5mSv/年～34mSv/年(日本の外部被曝 20mSv)までの汚染区間に居住し生産する人口は約 120 万人</p> <p>② 農民は作付けしなければ補助も無かった。「生産しなければ食えなかった」「売らなかつたら食えなかった」</p> <p>③ 汚染地域で生産されたものは全国で消費された。</p> <p>④ 「100Bq/kg 以下は安全」、「食べて応援」、「風評被害払拭」、政府・民間上げての大合唱。</p> <p>⑤ 全国で深刻な内部被曝。⇒9 年間で死亡者の異常増加だけで 63 万人 (死亡者の異常減少が 57 万人：見かけ上は 7 万人)</p> <p>⑥ 見かけ上の 7 万人だけでも実に多い医者 of 異常増加 ⇒ 専門家・専門機関は一切無視</p>
<p>事故後の死亡者</p>	<p>公式見解 (チェルノブイリフォーラム 2006)</p> <p>① 死者 9000 人</p> <p>② 健康被害者 20 万人</p>	<p>政府・原子カムラ</p> <p>① 事故による死者はゼロ</p> <p>現実のデータ</p> <p>② 厚労省「人口動態調査」(矢ヶ崎克馬、小柴信子分析)</p> <p><1> 粗死亡率 2010 年以前の傾向に比し 2011 年以降死亡率の異常増加 (全国、都道府県、南相馬市) 原発事故と時間相関あり</p> <p><2> 年令調整死亡率 2010 年以前の傾向に比し 2011 年以降死亡率の異常増加 原発事故と時間相関あり</p> <p><3> 男女別年令別死亡率 * 2011 年以降の死亡率の異常増加数は 9 年間で 63 万人 (主として 19 才以下と 60 才以上)</p>

* 2011 年以降の死亡率の異常減少（主として 20 才～59 才）

* 死亡者の異常減少という現象も長期的に見れば短命化が予測される。

* 何と合計 120 万に及ぶ住民が事故の影響を受けて死亡に繋がっている。

③ 日本では全てが原子力ロビーと原子力ムラによって隠蔽されようとしている（原子力ロビーと自認しない医師・専門家がこれを支えている。市民はこれを受け入れている）。

④ チェルノブイリの死亡率・死亡者に比して桁違いに多い過剰死亡数

⑤ このほか、児童・生徒の要医療児、特別学級児童、精神障害児童、いじめ等が激増。

⑥ 病院患者数も 2011 年を境に激増

⑦ 何故日本でこの様な死亡者の異常増加が国民的課題とならないのか? 考えてみよう。